

土砂埋立て等に関する条例の検討について

背景

- ・平成 26 年 2 月に発生した豊能町の残土処分場での崩落事故や、建設残土の一部が山間部に無秩序に積上げられている実態を受け、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」が平成 26 年に制定（平成 27 年 7 月施行）された。
- ・大阪府条例検討時の環境審議会答申において「500 m²から府条例の規制対象規模（3,000 m²）までの行為は市町の条例で規制するよう役割分担することが適当。」とされており、大阪府下の山間部を持つ市町村が条例を制定。
※令和元年 10 月時点 条例制定済：19 市町村（参考資料 参照）

現行制度

- ・3,000 m²以上の埋立て等を行う場合は、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」に基づき、大阪府の許可が必要。
- ・1,000 m²以上 3,000 m²未満については、「堺市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」（昭和 62 年 5 月制定、平成 27 年 7 月改正）に基づき、堺市への届出が必要。

※大阪府条例施行後の本市内における大阪府への申請及び本市への届出件数
大阪府条例：1 件（平成 29 年 3 月許可）
堺市要綱：1 件（平成 30 年 1 月事前申出書提出）

課題と今後の方向性

- ・本市において、今後も府条例対象外となる小規模の埋立て等が山間部を中心に行われることが予想される。
- ・大阪府下の山間部を持つ市町村の多くが条例を制定しつつある中、無秩序な埋立て行為が本市に集中するリスクがあるなど、罰則のない要綱による指導での限界が予想される。
- ・すでに 3,000 m²以上の埋立て等については、府条例により規制されており、同様の目的を有する条例を重複して課すことは合理性に欠けることから、府条例の規模未満について、市条例で役割分担することが適当である。

⇒ 府条例の規模未満の埋立て等行為について、埋立て等による災害を防止することをもって生活環境を保全することを目的に、罰則を定めることが可能で、より実効性のある規制が可能な条例化を図る。